

令和7年8月28日

五戸町議会第13回定例会提出議案

五 戸 町

第13回定例会に付議する事件

報告第 8 号	地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について (工事請負契約の一部変更について)
報告第 9 号	令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率について
報告第10号	令和6年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について
議案第67号	五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案
議案第68号	五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第69号	五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第70号	五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第71号	五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第72号	五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第73号	五戸町デイサービスセンター条例を廃止する条例案
議案第74号	令和7年度五戸町一般会計補正予算(第2号)・・・・・・・・別冊
議案第75号	令和7年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・・別冊
議案第76号	令和7年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)・・・別冊
議案第77号	令和7年度五戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・・別冊
議案第78号	令和7年度五戸町下水道事業会計補正予算(第1号)・・・・・・・・別冊
議案第79号	令和7年度五戸町病院事業会計補正予算(第1号)・・・・・・・・別冊
議案第80号	令和6年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について
議案第81号	令和6年度五戸町簡易水道事業会計決算認定について
議案第82号	令和6年度五戸町下水道事業会計決算認定について
議案第83号	令和6年度五戸町病院事業会計決算認定について

報告第8号

地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月28日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

専決第18号

専 決 処 分 書

令和7年3月17日に開かれた五戸町議会第10回定例会において原案可決した議案第39号工事請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年8月8日 専決

五戸町長 若 宮 佳 一

工事請負契約の一部変更について

1 変更事項

歴史みらいパーク噴水広場改修工事に一部設計内容の変更が生じ、契約の一部を次のとおり変更する。

契約の額 54,835,000円

(変更前の契約額 53,460,000円)

2 専決処分の理由

五戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により、議会の議決に付すべき契約であるが、請負契約金額の100分の5の範囲内での変更であり、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任によって町長において専決処分することのできる軽易な事項として指定されているため。

報告第9号

令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、五戸町監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和7年8月28日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.4	—

早期健全化基準	14.28	19.28	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

令和 6 年 度

財政の健全化判断比率審査意見書

五戸町監査委員

I 審査の対象

1 実質赤字比率

- ① 五戸町一般会計
- ② 五戸町ケーブルテレビ事業

2 連結実質赤字比率

- ① 五戸町一般会計
- ② 五戸町ケーブルテレビ事業
- ③ 五戸町国民健康保険事業（事業勘定）
- ④ 五戸町介護保険事業（保険事業勘定）
- ⑤ 五戸町後期高齢者医療事業
- ⑥ 五戸町簡易水道事業会計
- ⑦ 五戸町下水道事業会計
- ⑧ 五戸町病院事業会計
- ⑨ 五戸町住宅用地造成事業等特別会計

3 実質公債費比率

- ① 令和4年度実質公債費比率
- ② 令和5年度実質公債費比率
- ③ 令和6年度実質公債費比率

4 将来負担比率

- ① 地方債の現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等繰入見込額
- ④ 組合負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額

II 審査の期間

令和7年8月12日（火）

III 審査の手続

五戸町長から審査に付された令和6年度決算における財政の健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼をおき、関係職員の説明を求めながら審査を実施した。

IV 審査の結果

審査に付された令和6年度決算における財政の健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を関係職員から説明を求めながら審査した結果、計数に誤りはなく、適正に作成されているものと認められた。

1 総括

(1) 実質赤字比率

対象会計	実質収支額 (千円)	実質赤字比率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
普通会計	171,615	—	14.28	20.00

※ 赤字額がない場合は、財政の健全化判断比率が算定されないため「—」を記載している。

当町は、普通会計における実質収支額が黒字のため、財政の健全化判断比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

対象会計	実質収支額 (千円)	連結実質赤字比率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
五戸町一般会計	169,803	—	19.28	30.00
五戸町ケーブルテレビ事業	1,812			
五戸町国民健康保険事業 (事業勘定)	13,766			
五戸町介護保険事業 (保健事業勘定)	167,272			
五戸町後期高齢者医療事業	7,743			
五戸町簡易水道事業会計	24,583			
五戸町下水道事業会計	35,907			
五戸町病院事業会計	397,118			
五戸町住宅用地造成事業 等特別会計	700			
合 計	818,704			

※ 赤字額がない場合は、連結実質赤字比率が算定されないため「—」を記載している。

連結決算における実質収支額は、黒字になっているため、財政の健全化判断比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

	実質公債費比率 (単年度) (%)	実質公債費比率 (3ヵ年平均) (%)	早期健全化基準 (3ヵ年平均) (%)	財政再生基準 (%)
令和4年度	9.472	9.4	25.0	35.0
令和5年度	9.702			
令和6年度	9.215			

実質公債費比率は、前年度に比較して単年度では0.487ポイント減少し、実質公債費比率3ヵ年平均では同率である。

(4) 将来負担比率

	将来負担額 (千円)	将来負担比率 (%)	早期健全化基準 (%)
地方債の現在高	8,716,811	—	350.0
債務負担行為に基づく 支出予定額	0		
公営企業債等繰入見込額	2,309,971		
組合負担等見込額	353,165		
退職手当負担見込額	925,862		
小 計	12,305,809		
控 除 額	12,977,009		
合 計	△671,200		

将来負担比率は、前年度と同様、なしとなっている。

V 審査意見

令和6年度決算における財政の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、共に収支額が黒字となっているため、財政の健全化判断比率は算定されない。

実質公債費比率は基準を下回っており、将来負担比率は前年度と同様、なしとなった。

しかし、今後の健全財政を保つ上にも将来負担増の要因となる地方債についての計画的な運用を図っていただきたい。

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

報告第10号

令和6年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について

令和6年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、五戸町監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和7年8月28日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和6年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
五戸町簡易水道事業会計	—	20.0	政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町下水道事業会計	—		政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町病院事業会計	—		政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町住宅用地造成事業等特別会計	—		政令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

令和 6 年 度

公営企業の経営の資金不足比率審査意見書

五戸町監査委員

I 審査の対象会計

- ① 五戸町簡易水道事業会計
- ② 五戸町下水道事業会計
- ③ 五戸町病院事業会計
- ④ 五戸町住宅用地造成事業等特別会計

II 審査の期間

令和7年8月12日（火）

III 審査の手続

五戸町長から審査に付された令和6年度公営企業決算における経営の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、関係職員の説明を求めながら審査を実施した。

IV 審査の結果

審査に付された令和6年度公営企業決算における経営の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を関係職員から説明を求めながら審査した結果、計数に誤りはなく、適正に処理されているものと認められた。

1 総括

(1) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足額・ 剰余額（千円）	資金不足比率 （％）	経営健全化基準 （％）
五戸町簡易水道事業会計	24,583	—	20.0
五戸町下水道事業会計	35,907	—	
五戸町病院事業会計	397,118	—	
五戸町住宅用地造成事業 等特別会計	700	—	

※ 資金不足額がない場合は、資金不足比率が算定されないため「—」を記載している。

V 審査の意見

五戸町簡易水道事業会計、五戸町下水道事業会計、五戸町病院事業会計及び五戸町住宅用地造成事業等特別会計は剰余金が出ており、資金不足比率は算定されていないが、令和5年度、令和6年度と財政調整基金の減少が顕著である。今後も堅実な財政運営の推進と、病院事業会計をはじめ各事業会計においては更なる健全経営を図っていただきたい。

(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

議案第 6 7 号

五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案

五戸町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）の施行により、国が作成する仕様書に記載された標準様式に合わせる必要があり、所要の改正を行う必要があることから提案するものである。

五戸町印鑑条例の一部を改正する条例

五戸町印鑑条例（令和元年五戸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第9条中「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票確認票」に改める。

第11条第1項中「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票確認票」に改め、同項第4号中「片仮名表記。」を「片仮名表記」に改める。

第12条第2項中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

第12条の2の見出し中「証明書等自動交付機」を「多機能端末機」に改め、同条中「自ら個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「証明書等自動交付機」を「多機能端末機」に改め、「使用に係る」を削り、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「同法」に改める。

第13条中「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票確認票」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

議案第 68 号

五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制の施行（令和 7 年 10 月 1 日）に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため提案するものである。

五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年五戸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、五戸町職員の育児休業等に関する条例（平成4年五戸町条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 五戸町職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱

いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 6 9 号

五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制の施行（令和 7 年 1 0 月 1 日）に伴い、部分休業の取得パターンの多様化や仕事と育児の両立支援に関する措置を設けることで、職員の柔軟な働き方を実現するため提案するものである。

五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五戸町職員の育児休業等に関する条例（平成4年五戸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「人事委員会」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「第67条第1項の育児時間」を「第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条中「第11条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の五戸町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第70号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月28日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸町デイサービスセンターの廃止に伴い、指定管理者による管理を行わせる施設から除外するため、提案するものである。

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成１７年五戸町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

項番	施設名
１	豊間内地区コミュニティセンター
２	五戸町保健福祉センター
３	五戸町社会福祉センター
４	小渡平公園
５	ひばり野公園
６	五戸町屋内トレーニングセンター 五戸ドーム
７	ひばり野スポーツ交流センター
８	倉石スポーツセンター
９	五戸町営牧場
１０	ごのへ郷土館
１１	五戸町斎場
１２	石沢駒踊伝承館
１３	歴史みらいパーク

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

議案第 7 1 号

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、五戸町特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の
改正を行うため提案するものである。

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年五戸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五戸町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

五戸町デイサービスセンター条例を廃止する条例案

五戸町デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年8月28日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

五戸町デイサービスセンターの運営を終了するため、その設置管理に関する条例を廃止する必要があることから提案するものである。

五戸町デイサービスセンター条例を廃止する条例

五戸町デイサービスセンター条例（平成16年五戸町条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 80 号

令和 6 年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度五戸町一般会計・特別会計に係る歳入歳出決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

1. 令和 6 年度五戸町一般会計歳入歳出決算
2. 令和 6 年度五戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
3. 令和 6 年度五戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和 6 年度五戸町介護保険特別会計歳入歳出決算
5. 令和 6 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計歳入歳出決算
6. 令和 6 年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算

議案第 8 1 号

令和 6 年度五戸町簡易水道事業会計決算認定について

令和 6 年度五戸町簡易水道事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 6 年度五戸町簡易水道事業会計決算

議案第 8 2 号

令和 6 年度五戸町下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度五戸町下水道事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 6 年度五戸町下水道事業会計決算

議案第 83 号

令和 6 年度五戸町病院事業会計決算認定について

令和 6 年度五戸町病院事業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

令和 6 年度五戸町病院事業会計決算